

茨城県建設産業団体連合会長 殿

茨 城 県 土 木 部 長

建設工事における労働災害防止対策及び熱中症予防対策について（通知）

このことについて、令和3年4月14日付検第41号により、建設工事における労働災害防止対策について通知したところですが、厚生労働省茨城労働局によりますと、本年は、7月までに県内で5件の死亡事故が発生しており、既に昨年1年間の発生件数を超える状況となっております。

県土木部発注工事におきましては、これまで死亡事故はないものの、重傷となった事案を含め既に3件の工事事故が発生しております。また、気温と湿度が上昇している状況下では、注意力の低下に起因する工事事故や熱中症による労働災害が多く発生することが懸念され、併せて、新型コロナウイルス感染症予防対策に伴う熱中症予防対策の徹底が重要となります。

つきましては、些細な行動が重大な事故に結びつくことを常に認識していただくとともに、新型コロナウイルスに伴う熱中症予防対策を含め、安全管理について、下記の事項2に留意のうえ、再度周知徹底をお願いします。

記

1 建設工事における労働災害防止対策について

- (1) 受注者は、本体工事に係る作業はもとより、車両や建設機械の基本的な操作・点検及び適用範囲に、さらに入念な注意を払うこと。（建設機械施工安全技術指針、建設機械施工安全マニュアル参照のこと。）
- (2) 受注者は、準備工や後片付け工及び軽微な作業、仮設工等においても、本体工事と同様の安全対策を図ること。
- (3) 受注者は、高所作業を行う場合には、墜落・転落事故を防止するため、安全帯の使用や転落防止柵・防網の設置等、適切な対策を図ること。
- (4) 受注者は、安全管理に十分配慮した施工計画書を立案するとともに、作業計画に記載された安全管理の確認・指導、新規入場者教育及びKY活動等を徹底すること。特に、地下埋設物及び架空線近接箇所に関する作業には注意を払うこと。
- (5) 受注者は、事故発生時には速やかに監督員へ報告するとともに、緊急時（休日・夜間等）の連絡体制を確立しておくこと。
- (6) 監督員は、現場の特性に応じ必要な安全対策の徹底を指示すること。
- (7) 監督員は、受注者に無理な時間外作業、休日作業を行わせることのないよう、適正な工期を設定するとともに、必要に応じ工期変更等を行うこと。
- (8) 各発注機関は、建設業協会各支部等と合同で安全管理に関する説明会を開催し、受注者に対し安全管理の観点を明確に伝えること。（説明会を開催する際には、労働基準監督署や建設機械メーカー等から講師を派遣依頼するなど工夫すること。）
- (9) 現場に不慣れな若手監督員に対しては、所内において組織的な対応により現場監督を支援すること。

2 新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防対策について

熱中症予防対策については、添付の厚生労働省茨城労働局の資料や「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」等を参考に、施工計画書等により具体的な対策を明記し、対策を徹底すること。

なお、対策費用の計上については、「新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に向けて」（令和2年7月6日付け事務連絡）に基づき対応することとしている。

(1) 施工計画書

施工計画書の提出を必要とする工事については、現場作業環境の整備において熱中症予防対策（作業環境管理・作業管理・健康管理・労働衛生教育・緊急措置）を明記すること。

(2) 指示書

施工計画書の提出が必要とされていない工事については、熱中症予防対策（作業環境管理・作業管理・健康管理・労働衛生教育・緊急措置）について、十分対策を講じること。